

○通信指令技能指導員等運用要綱の制定について

(平成21年 6 月23日 例規第13号)

このたび、別記のとおり制定し、平成21年 7 月 1 日から実施することとしたので、その効果的な運用に努められたい。

別記

通信指令技能指導員等運用要綱

第 1 趣旨

この要綱は、通信指令業務に従事する警察官（以下「通信指令担当者」という。）一人一人の通信指令技能の向上を図り、もってその実務能力及び執行力を高めるため、通信指令担当者に対する実戦的な指導教養並びに通信指令技能指導員及び通信指令準技能指導員（以下「通信指令技能指導員等」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 通信指令技能指導員等の設置

生活安全部通信指令課及び警察署に、通信指令技能指導員等を置くことができる。

第 3 通信指令技能指導員等の任務

通信指令技能指導員等の任務は、その種別に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 通信指令技能指導員

ア 通信指令担当者に対して実戦的な指導を行うこと。

イ 初任科・初任補修科教養、専科教養等の学校教養、地域警察に係る研修等において講師として実戦的な指導教養を行うこと。

ウ 通信指令準技能指導員に対する指導教養を行うこと。

エ 通信指令技能指導官の行う指導教養の補助に当たること。

(2) 通信指令準技能指導員

ア 所属において通信指令担当者に対する実戦的な指導を行うこと。

イ 所属における集合教養、研修等において実戦的な指導教養を行うこと。

第 4 通信指令技能指導員等の指定

1 通信指令技能指導員の指定

- (1) 生活安全部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は、所属の通信指令担当者のうち、別表に定める通信指令技能指導員選考基準に該当するものを選考し、通信指令技能指導員推薦書（別記様式第 1）により生活安全部長に推薦するものとする。この場合において、署長

にあつては、通信指令課長を経由するものとする。

- (2) 生活安全部長は、通信指令課長及び署長（以下「通信指令課長等」という。）から推薦のあった者について審査し、適格性があると認める者を通信指令技能指導員として指定するものとする。
- (3) (2)の規定による指定は、生活安全部長が通信指令技能指導員指定書（別記様式第2）を交付して行う。

2 通信指令準技能指導員の指定

- (1) 通信指令課長等は、所属の通信指令担当者のうち、別表に定める通信指令準技能指導員選考基準に該当するものを通信指令準技能指導員に指定することができる。
- (2) 通信指令課長等は、(1)の規定による指定をしようとするときは、通信指令準技能指導員指定承認申請書（別記様式第3）により、生活安全部長の承認を得なければならない。この場合において、署長にあつては、通信指令課長を経由するものとする。
- (3) (1)の規定による指定は、通信指令課長等が通信指令準技能指導員指定書（別記様式第4）を交付して行う。

3 通信指令技能指導員等の指定有効期間

通信指令技能指導員等の指定の有効期間は、2年とする。ただし、再指定することができる。

4 通信指令技能指導員の指定解除

- (1) 通信指令課長等は、通信指令技能指導員が配置換えにより通信指令業務に従事しないこととなったとき又は健康上の理由その他の事由によりその職務に適さなくなつたと認めたときは、通信指令技能指導員指定解除上申書（別記様式第5）により、生活安全部長に通信指令技能指導員の指定の解除を上申するものとする。この場合において、署長にあつては、通信指令課長を経由するものとする。
- (2) 生活安全部長は、(1)の規定による上申に基づき指定の解除をしたときは、通信指令技能指導員指定解除通知書（別記様式第6）を当該上申を行つた通信指令課長等に送付するものとする。この場合において、当該通知書を受領した通信指令課長等は、当該通信指令技能指導員にその旨を通知しなければならない。

5 通信指令準技能指導員の指定解除

- (1) 通信指令課長等は、通信指令準技能指導員が他の所属に配置換えされたとき、通信指令業務以外の業務に従事することを命じたとき又は健康上の理由その他の事由によりその職務に適さなくなつたと認めたときは、通信指令準技能指導員の

指定を解除するものとする。

- (2) 通信指令課長等は、(1)の規定による指定の解除をしたときは、通信指令準技能指導員指定解除報告書（別記様式第7）により、生活安全部長に報告しなければならない。この場合において、署長にあっては、通信指令課長を経由するものとする。

第5 通信指令技能指導員の派遣等

1 要請

署長は、通信指令技能指導員の派遣を受けようとするときは、通信指令技能指導員派遣要請書（別記様式第8）により、通信指令課長を経由して生活安全部長に要請するものとする。

2 派遣等

- (1) 生活安全部長は、通信指令技能指導員の任務を遂行するため、必要と認めるとき又は1の規定による署長の要請を受けたときは、通信指令技能指導員を他の所属に派遣することができる。

- (2) (1)の場合において、生活安全部長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 事前に当該通信指令技能指導員が属する所属の長の意見を聴くこと。

イ 適当と認める通信指令技能指導員を選定し、当該通信指令技能指導員が属する所属の長に通信指令技能指導員派遣指示書（別記様式第9）を送付すること。

第6 通信指令技能指導員等に対する教養等

1 指導能力の向上等

生活安全部長及び通信指令課長等（以下「生活安全部長等」という。）は、通信指令技能指導員等の指導能力の向上を図るとともに、通信指令技能指導員等の共通認識を醸成するため、通信指令技能指導員等相互による検討会を開催するなど、その士気を高揚するための施策の推進に努めるものとする。

2 評価及び賞揚

生活安全部長等は、通信指令技能指導員等に対する評価に当たっては、通信指令活動その他通常の勤務における勤務評価に加え、通信指令技能指導員等として行った指導教養及びその効果についても適正に評価するとともに、適宜適切な賞揚に努めるものとする。

3 運用状況の把握

生活安全部長等は、通信指令技能指導員等の指導教養の実施状況及びその結果、好事例、指導教養の効果と認められる通信指令による検挙事案等を日常的に調査し、検証するものとする。

第7 その他

- 1 通信指令課長は、通信指令技能指導員等の指定状況を適切に把握するため、通信指令技能指導員等名簿（別記様式第10）を作成し、保管するものとする。
- 2 通信指令技能指導員は、その活動状況について、通信指令技能指導員活動結果報告書（別記様式第11）により、四半期ごとに通信指令課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。
- 3 通信指令準技能指導員の指定を行った通信指令課長等は、通信指令準技能指導員の活動状況について、通信指令準技能指導員活動結果報告書（別記様式第12）により、四半期ごとに生活安全部長に報告するものとする。この場合において、署長にあっては、通信指令課長を経由するものとする。
- 4 通信指令課長等及び通信指令技能指導員は、通信指令技能指導員等の運用に関する好事例、問題点等を認めたときは、その都度生活安全部長に報告するものとする。この場合において、署長及び通信指令技能指導員は、通信指令課長を経由して行うものとする。

別表（第４関係）

通信指令技能指導員等選考基準

区 分	選 考 基 準
通信指令技能指導員	警部補又は巡査部長の階級にある警察官で、次の要件のいずれにも該当するもの 1 通信指令課又は警察署地域課に勤務する者 2 おおむね通算５年以上の通信指令業務の従事経験を有する者（通信指令課において３年以上の勤務経験を有する者に限る。） 3 人格及び識見に優れ、通信指令に関する卓越した知識及び技能を有すると認められる者 4 通信指令に関する指導実績が特に顕著であると認められる者で、かつ優れた指導力を有するもの
通信指令準技能指導員	警部補又は巡査部長の階級にある警察官で、次の要件のいずれにも該当するもの 1 通信指令課又は警察署地域課に勤務する者 2 おおむね通算３年以上の通信指令業務の従事経験を有する者 3 人格及び識見に優れ、通信指令に関する知識及び技能に秀でていると認められる者 4 通信指令に関する指導実績が秀でていると認められる者で、かつ優れた指導力を有するもの

（別記様式省略）